

公海僧正と東本願寺

小 串 侍

公海僧正は天海大僧正の資、毘沙門堂の祖にして、その經歷に就いては傳紀として既に公辨親王の撰にかゝる『久遠壽院准三宮傳』二冊あり、且つ『日光門跡次第』、『日光御門跡代々年譜』、『門跡傳』、『徳川實紀』等に據つてその一般を窺ふ事が出来る。即ち元和六年天海僧正に従ひ九年駿河總持院に於て落髮し、九條幸家の猶子となつて師より毘沙門堂の附屬を受けてより後毘沙門堂門跡と稱し、寛永二十年十月師天海の遷化によりて比叡日光の兩山を兼領して天台一宗を管せしが、後承應三年十一月職を守澄法親王に譲りて東叡山の側に居を占め寛文五年二月山科安祥寺の地十萬坪の下附を得て毘沙門堂を興建、更に此れを弟子公辦法親王に附屬して久遠壽院の號を賜つたのである。これよりさき寛永三年法眼に直叙して權僧正に任じ、十七年四月一身阿闍梨に補せられ妙法院堯然親王に於いて五佛灌頂を受け、更に後正保四年十月には僧正、慶安元年三月には大僧正と次第に累進し遂に元祿五年六月十一日に至つて准三后の宣示を蒙つた。遷化は元祿八年十月十六日にして享年八十九、毘沙門堂の乾隅に葬すと云ふ。現在、毘沙門堂に公辨親王筆と傳ふる白髮脫齒、且つ皺多き老齡の肖像一幅が所藏されてゐる。

然り而して師の天海大僧正と幕府との關係は今更喋々する迄もないが、僧正が天海の資にして日光の門跡たりし關係より僧正と幕府との間柄が尋常一様のものでなかつた事は『徳川實紀』の示す所である。即ち公的なる幕府の祖廟護持者と將軍との關係より進んで個人的に懇熟なる應對をなすに至つたのである。従つて僧正と諸大名との往復の對等にして密なりし事は言を俟たない。かゝる地位を占めし僧正が、幕府或は諸大名と交渉を持ちし東本願寺に對して如何なる關係を保ち、如何なる役割を演じたかは最も注意を要する事項である。

二

公海僧正は幼名を熊丸と云ひ慶長十二年十二月十二日の誕生にして、父は花山院忠長、母は教如上人の女長姫であつて野々宮定逸(慶長十五年生、幼名大丸、明曆四年二月十五日逝去、四十九)はその弟であるが、京都の大佛養源院權僧正淇翁もその弟であつたと見える。(『嚴有院實紀』三四卷寛文七年五月七日の條參照)母の長姫は天正十六年に天滿に於て生誕し早くも七歳の時桑名三崎道場に入りて寺務代となり、十七歳の時花山院忠長に嫁すとも(本統寺誌)、或は慶長元年九歳にして桑名本統寺を建立し寺務代として在住し、慶長八年十六歳の時忠長に嫁すとも(教證寺舊記)言ふが、兎も角忠長に嫁して二子を生み慶長十四年故ありて子と共に本寺に歸り、後再び本統寺に至つて小松勸歸寺玄誓を迎へて寺務代となつた。寛永九年公海僧正の招きに應じて江戸に行き不忍池の邊に居を占めたが、住すること十二年、寛永二十年遙々桑名本統寺に壽量院宣惠の病を見舞ひ、七月二十六日に宣惠の死に遭ひて間もなく病に罹り遂に此の年十二月十七日に入寂したのである。法名を教證院如頼と云ふ。父の花山院忠長は慶長十四年偶々禁裡の女官と公卿との姪樂の事實露れ逆鱗の觸るゝ所となり、遂

に七月四日各々その刑を受くる事ありしが、その連累者の一人として蝦夷松前に流され、謫居する事二十有八年、漸く寛永十三年三月三日赦免によつて江戸に歸り、後出家して淨屋と稱した。その逝去は寛文二年九月二十六日なりと云ふ。(教證寺)『大僧正天海』(須藤光輝氏著)に大僧正天海の遷化をその生家たる出羽の葦名氏に通報せるは此の花山院忠長なりとてその書面を掲ぐれども、發信者の「花山院左少將」は此の忠長にあらずして恐らく他の人を云ふものであらう。何故なれば流刑に處せられし人が唯單に左少將の官位を用ひる筈もなく、又假令官位を冠するにしてもその場合必ず前の某とするのが常であるからである。されば忠長が天海僧正遷化の時江戸に歸居せりとの儀は誤謬にして此の頃は未だ流罪の身であつたと云はねばならぬ。而して『嚴有院實紀』(明曆三年七月十六日の條)に公海僧正が父の大病により看病の爲めに上洛せる由を記せば、恐らく此頃忠長は江戸より京に居を移したものであらう。

父の流罪によつて僧正は弟と共に母に隨つて外祖父なる教如上人の元に身を寄する事となつたが、祖母なる教壽院如從より初孫として無常の慈愛を受けたのである。此の頃東本願寺は専ら教線擴張に意を用ひ諸國に使僧を遣し益々基礎確立に努め、慶長十五年には觀如上人の御得度ありて瑞氣一派に漲りしが、それも束の間翌十一月觀如上人の遷化によつて憂患と化した。然もその憂患を決せずして一代の英傑教如上人は慶長十九年十月五日に遷化せられたのである。茲に於て法燈を何人が繼承するかと云ふ事が緊急事となつた。

由來教如上人には三男九女あり、長男の尊如は慶長元年七月二十七日、觀如は慶長十六年十一月二十五日に矢逝せられ、遷化の時末子の僅か十一歳の宣如上人一人が残つたのである。宣如上人は幼名を長君と呼び母は妙玄院如空と云ふが、その出生につきては種々説ありて一定せず、又その住所も初は播州本徳寺にあり後に中居町北の角に占める

に至つて南守と稱せりと云ふ。されば上人の幼時の情體も推測に難からず、四條徳正寺粟津右近等の努力によつて父子對面となり漸く御殿に住せらるゝに至つた。『七條日記』によれば教如上人の臨終の節粟津下間等の家老に宣如上人の家督繼承を遺言せられ粟津右近之れを領承し守り申すべき旨を言上せりと云ふ。又『御堂日記』及び『重要日記拔書』には遷化の日宣如上人の得度ありし由を記し、且つ十一月十一日の御葬禮には最初に焼香ありし旨を『教如上人御送葬記』に載せてゐる。然るに藤井、七里、宇野等の諸家の一派ありて公海僧正即ち熊丸を擁立する運動を企てたのである。これが爲めに下間粟津等の一派は洛陽七講殊に二十人講中にその運動資金を依頼し、又洛陽の徳正寺を初め洛中の法中二十ヶ寺並に徳正寺の末寺たりし伏見の寺院は何れも之れに連署を以て参加し、遂には駿府に使を派して事情を具申更に江戸秀忠將軍に陳情するに至つた。徳正寺には連署狀を初め使者の下向に當つての道筋の斡旋を依頼せる狀その他二三の文書が所藏されてゐる。熊丸擁立の人々たる七里、藤井、宇野の諸家の系圖即ち『藤井家由緒書』『七里家略系圖』及び『本家寺由來鈔』の宇野家の系圖等を見るに、果して此の諸家の何人が此れと關係を有してゐたかは明記されてない。否むしろ此れと無關係と云ふよりは逆に反對の立場にあつたかと思はれるが如き記載がある。思ふに此れは不利なる點を抹消して故意に逆の立場にありし事を高示せるものであらう。従つて此等の人々が如何なる態度を以て此の運動をなしたかは全く不明である。然れども下間粟津の一派が使者を派せし時家康より「御門下血脈ノ兒ヲ可立ト願フノ段殊千萬ノ事」との言葉を得、且つ將軍より「血脈ノ兒家督ニ可立コト一段ノ事ナリ」との仰を受けしに拘らず、容易に決せずして係争二年と云へば此の間雙方共に困難と障壁を伴ひ乍ら抗争したものであらう。さて此の問題も足かけ三年に渡りしが漸く元和二年九月に至つて解決せしもの、如く、『集古雜編』に「詩ノ間一年半」と

記せるは實際の日數を云へるものにして、『重要日記拔書』並に『御堂日記』が何れも宣如上人の得度を教如上人遷化の日にありし由を記せるに反して、『華頂要略』門主傳の圓智院二品法親王尊純の條、元和二年九月十三日の處に

本願寺教如上人眞弟於三東七條本坊得度稱御戒師今日賜御剃刀并名號光從一

とあれば、傍系の史料ながら宣如上人の得度が青蓮院門跡を戒師として元和二年九月十三日に舉行せられし事を知る從つて係争もこれを以つて終末を告げしものと見るべきであらう。

得度に次いで宣如上人は翌日十四日直叙法眼の御禮として參内し、更に晦日には江戸へ下向せられたが、公海僧正熊丸はこれよりさき七月二十三日祖母教壽院の隱居によつてその隱居所に移り昔にかはらざる慈愛を受けしも、元和六年二月遂に中院中納言通村によつて天海僧正の嗣となり、茲に慈母の膝下を離れ専ら内外の學に努むる事となつたのである。

三

天海僧正の附弟となりし以後公海僧正と東本願寺門跡との間の文通は斷えなかつたが、僧正が山科に毘沙門堂を建立し居を移すに至つては一層密接となり、茶飯或は詩歌の道に於て互に交遊せられたのである。宣如上人の野々宮中納言定逸に宛てし書翰の中に『今朝毘御門主明晝必光臨候様こと以使者申入候處日御門主御出之由にて申置罷歸候』とあれば略々その交遊の程も推測せられ、又『粟津日記』を見れば常如上人は年頭の挨拶として往訪し、僧正の答禮を受けてけられし事が屢々氣附かれるからかゝる儀禮は勿論の事、僧正の所勞の節にも使者を以てわざわざ江戸に見舞はれて

るからして、日常の茶事に至つては屢々互に催して歡談せられた事は必定である。更に詩歌に至つては僧正の詠草と傳ふもの十餘あるも(毘沙門堂藏、寫本)既に野間三竹を介して兩者の間に交渉があつた様に思はれる。野間三竹は天醫野間玄琢の子にして名を成大、或は三竹と云ひ、字を子包、號を靜軒又は柳谷と稱し、初め幕府の典醫なりしが後禁裡所の侍醫となつた。性恰惻にして強記博覽、儒を松永昌三に學び石川丈山の詩友として詩に長せしが、延寶四年八月十七日六十九歳にて逝去、著書に醫術並に文學に關するもの二十餘部ありと云ふ。三竹と本願寺歴代主との關係は『本願寺歴代法問纂』に點描され、宣如上人が三竹に詩の添削を請はれしを初めとして『粟津日記』には琢常兩上人が屢々彼れの居洛北鷹ヶ峰を訪ねられ、又三竹自身もこれに劣らず六條の殿門を叩いてゐるのが判る。『天台座主記』慶安二年七月の條に後陽成天皇三十三回の聖忌に尊敬親王の御上洛ありし時、野間三竹は公海僧正と共に扈從せし由が見える。されば三竹と僧正とは既識の間柄にして、然も互に京に居を占めてより詩を交へられしが故に三竹、歴代主、僧正との三者の間に作詩を以つて交歡ありし事は想像に難くない。

然り而して『粟津日記』寛文七年十二月十七日、即ち僧正の生母教生院の二十五回が六條長福寺にて取り行れし事を記す中に「未刻毘門主御成長福寺ニテ御非時被下候」と云へば、既に母の回忌には僧正自身參詣し又都合によつて代參を遣はされたと思はれるが、此の時「淳門様御成御非時被下、本門様ニも御成、御對面被成候」とあれば互に談笑せられてゐる事を知る。かくの如く僧正と本願寺門主との間には清淡なる交遊があつたが、一面僧正は本願寺の政治問題に關して或は注言を呈し或は斡旋の勞を取つて東本願寺の爲めを測つたのである。

四

前に一言せる如く僧正の母教證院は江戸不忍池の近傍に假居を占められたが、事情を明確に知るを得ざるは遺憾なるも下谷の敬念寺はその法名を預りその回忌を執行してゐた。此の頃本願寺は教線も擴張し又宗學も次第に隆盛の萌芽を見るに至り、従つてその制度の上に於て嚴重なる規定を設けて末寺一般に對し、寺格の昇進はその由緒功勞によると共に又一面獻金による路を開いたが、同じ昇進にしても一家、院家、惣坊主の次第に依つて一家は最高の寺格であつたが故に、此の頃特にその免許を停止してゐたのである。然るに敬念寺は兼ねてより御一家御免を望み、二三百兩の獻金を以て本願寺との交渉を保ちし禁裡の執奏中川飛驒守に依頼するなどあつて再三此れを願ひしが、容易にその目的を達せなかつた。寛文七年、恰も僧正の母の二十五回忌に相當し、漸く一家の御免を得、更に寺號を教證寺と改めたのである。此れは全く僧正の斡旋によるものにして、本山に於ては此れを例外に取扱ひて御禮金を徴金せず、唯冥加錢として銀子十貫目を受納したと云ふ。(粟津日記寛文七年十二月十六日の條)

さて茲に徳川時代に於ける三河教團に重大なる影響を與へし本法寺教映の追放事件を想起せねばならぬ。教映は江州高島郡鴨の慈敬寺に生れ、教如上人の女龜姫に配して福井の本瑞寺に住し、後一子龍華院宣亨を得て此れに寺務を譲つたが、宗學に造詣深くして宮中に於て真宗の教義を説き徽感を得たとも傳へられる。がそれよりも當時三河に蔓延せる祕事法門の一掃につとめ、これを轉向せしめし功績を認めねばならぬ。三河の地は越前三門徒の祖如道が圓姜の弟子と云へば、祕事法門との關係は歴史的に古いが、近く慶長年間に九郎左衛門なる者ありて盛に門徒を魅惑し、

これが爲めに本證寺上宮寺勝鬘寺の三ヶ寺はその撲滅に力を致せしに拘らず、地下に入つて容易にその跡を斷なかつた。江州慈敬寺の出生にして時の本證寺住職たりし空誓は宛も兄佐増―慈敬寺三世證智―の子教映の宗學に優れし故を以つてその下向を要請するに至つた。このため教映はその請に應じて三河に歩を進め、祕事の首領妙惠妙林の説諭に努めその歸依者八百人と共に廻心せしめたと云ふ。勝鬘寺に寛永八年の祕事法門廻心狀の數通が所藏されてゐるのは恐らくこれが爲めであらう。然るに何時の間にか祕事一掃に努め三ヶ寺に助力を與へし教映と三ヶ寺との間に隙を生ずるに至つた。此れ恐らくは教映の宗學に明き爲め多數の門徒がこれに歸依するに及んで三ヶ寺を初め末寺の門徒統制の上に障害を與へたが爲めであらう。その間隙が大きくなれば勢ひ規範を脱するのは自然の事と云ふべく、教映も遂に國の法式を亂したが、寛永十五年の「本法寺殿國の法を御亂被成候條々事」の文書は教映の取りし態度即ち非義と呼べる、内要を示し、又本寺たる三ヶ寺とその末寺との間の状態を物語つてゐる。今煩しけれどもこれを掲げて見よう。

本法寺殿國之法を御亂被成候條々事

一、吉良之庄あち濱村明順と申坊主前々々本證寺殿御末寺ニ而御座候處に本法寺殿彼明順御抱西かたへ罷成候而惣坊主惣門徒は堅右之明順並門徒共迄付合とめおき申候故右之明順も西に成申候門徒も迷惑申候處本法寺殿彼坊主門徒所々出入被成剩報恩講などにも御越候而東西之吟味ハ無之候と方々にて被仰候付付合留申事僞之様ニ罷成今程ハ亂ヶ數御座候而はし、一人宛も西方へかとり落申候事

一、大濱村知慶御勘氣ニ被仰付候處本法寺殿御申候ハ御勘氣ハ僞にて御座候六條之御奉行衆金銀を取御連判指下被成

と被仰候次當國於國々宗旨御穿鑿之時何れも坊主共之手形御成被成候付而西尾備中様御奉行所へ右之知慶御勘氣之由專修坊御斷申候へハ御本寺様之曲事之坊主ニ而候ハ、知慶手形納メ被成間敷相極申候然ル所ニ本法寺殿之御勘氣ハ僞にて候と書狀被遣候ニ付知慶手形相と、まり申候御仕置不定ニ御座候とて御本寺様之御事かなたこなたと取沙汰仕候事

一、代々御三ヶ寺五ヶ寺之御門徒衆を色々にたふらかし御直參に御表御申させ被成御手前之御門徒ニ被下候坊主共且那ヲ切りとられ迷惑仕候事

一、教如上人様ハ五逆之善知識ニ而御座候と青野村慈光寺ニ而甚之亟と申庄屋に本法寺殿御物語被成候甚之亟慥ニと
かめ置申候事

一、中田村慶心と申候坊々前々々本證寺殿御末寺にて御座候處本法寺殿御取持候而御直參ニ被成其上郷中之諸門徒代々ノ手次ヲひきはなし右之坊主へ付申候様ニと被仰付候事

一、横手村祐珍ハ無量壽寺末寺ニ而御座候處ニ本法寺殿之御開山様御かけさせ被成候ニ番方之御開山様平坊主なとかけ申候て不苦候哉承度奉存候事

一、往古々たれ下何門徒と申義ハ無之候思付次第何方へ成共參候へと御奉行衆之御狀給候と慥ニ被仰候加様之御法度終ニ不承候間いか、と奉存候乍去六條様之右之御法度之趣被仰出候へハ各様御披露無御座候哉承度奉存候事

右之條々少も僞無御座候此趣是非、六條御奉行所へ被仰上以御慈悲法義一味ニ罷成候様ニ被仰付可被下候去年御下被成候御兩人之御堂所へも委申入候へ共未何之御沙汰も無御座候若此ま、御捨置被成候ハ、連判之坊主は心々ニ罷成

可申候加様ニ申上候儀一ツハ御門跡様次ニハ三ヶ寺様之御ためにて御座候かと奉存候其意趣ハ本法寺殿出入被成候處ニハ必々申分候而西方へ罷成申候間何れも見及申候通ハさきへまつ門徒坊主を西へ被成跡ハ本法寺殿西へ御座候ハんとてたてかと存候後日之御心得のため如此御座候

寛永十五年霜月三日

タカトリ

專修坊(以下二十六ヶ寺)

本證寺様

勝分寺様

上宮寺様

淨妙寺殿 應光寺殿

無量壽寺殿 正法寺殿

此れを要するに教映は當時嚴守されし本末關係を無視して末寺並に門徒を本寺の手より切離し自己の勢力下に置かんとしたのである。されば本寺たる三ヶ寺に取つてこれをこの儘放置する事は自己の死滅に値し、又末寺にあつても門徒の離反は重大なる脅威となりしが爲め本山に對して再三その嚴重なる處置を要請するに至つた。本山はその具申によつて使僧を派し真相實情を調査せしめしが、寛永十九年九月二十一日、教映に對して勸氣を申渡し、翌々二十三日には使僧願成寺をしてその趣を演説せしめたのである。然るに彼れ教映は勸氣を意に介せず尙非義を企てしたため、更に九月晦日に至つて斷乎追放の嚴科に處せられ、三ヶ寺のみならず領主にもその旨を通達せられる事となつた。

(勝鬘寺
文書)

茲に於て彼れは西派に轉し領主の好意によつて幡豆郡高落村に一寺の造立を企てしも三ヶ寺の妨げによつて

公海僧正と東本願寺(小串)

成らず、後高田派に轉し吉良庄大塚村に至り寛文十二年七十七歳にして逝去したのである。〔眞宗三三八一號三〕
河原宗の復興參照

教映の追放處分によつて悲境に立ちし子供の良秀は赦免を熱望して止まなかつたが、本山の態度強硬によつて容易にその宿志を遂げなかつた。然も種々その運動を続けしものであらう寛文六年十一月の頃、毘沙門堂僧正が本法寺新發意少將の爲めに常如上人との對面を斡旋せらるゝ事となつた。此れが爲めに琢如上人は十一月十三日山岸將監を以つて對面あるべき旨を通じ、又常如上人は翌々十五日粟津右近をして對面は兎も角宗旨赦免の義は不可なる由を返答せられた。此の頃幕府より十萬坪を得て建立を企劃せられし山科毘沙門堂の工事完成して移徙せられしが爲め、翌十六日琢如常如兩上人は下間治部郷を從へ御移徙の御祝儀として僧正を往訪せられしが、此の席に於て僧正は重ねて本法寺の對面のみならず宗旨赦免の儀を懇談せられたのである。茲に於てか兩上人は兎角吟味すべしとて御堂衆に此れが調査を命ぜらるゝに至つた。新發意少將の宗旨を誤るとは全く宗門の趣旨規定を亂せし曲事であつたが、調査を命ぜられし御堂衆の法光寺誓源寺西念寺等は協議の結果許容すべからずとの斷定を下したのである。對面の儀を許されし琢如上人はその協議の結果に對して不滿の意を抱き別に僧正に對して返翰を出されしと云ふ。その内容は明かならざれども既に許容の心底なれば略推量し得られる。此れ十一月十九日の事なりしが、遂に二十七日に至り、法儀法度何れも嚴守するは勿論、別に書付を以て誤を詫びる條件の下に、少將良秀は白書院に於て御目見を許されたのである。此れ偏に僧正のとりなしによるものにして、『粟津日記』に此れを「今度少將儀毘門様御詫言故日比誤被成御免御前へ被召出候」と記してゐる。

此れより後少將良秀は三河に歸りしが、なほ三ヶ寺を初め各寺と同滑を缺きしものか、寛文十一年十一月二十五日

常如上人に對面せし後、主水の宅に於て再び三河に歸らざる旨を告げ、又僧正の家來を初め本瑞寺龍華院寛亭、安田治部卿等より何れも書面を以つて此の旨趣を述べてゐる。(粟津日記)然し今此の間の事情を詳にするを得ないのは遺憾であるが、恐らく本法寺の江戸移基は此れ以後であり、然も良秀が僧正と由緒ある敬念寺即ち教證寺を兼務しこれを興隆せりと云へば、その移東は僧正の發意によるものと思はれる。

尙ほ僧正と本願寺の政治に於ける關係は越前本瑞寺の龍華院の事件に於ても見られる。此の事件は越前松平侯に對する年頭に就いて龍華院と西派の理光院との間に越りし先後の問題に端を發し、延寶四年頃まで繼續し然も幕府の老中にまで關係を及ぼせしものにして、一如上人が一度越前の住持となられしも間もなく八尾に轉ぜられしは此れが爲めかと思はるゝが、又この事件に關しては『粟津文書』並に『粟津日記』が明記する所なるも、龍華院は此の間京の地に滞在を命ぜられてゐる。然るに漸くその歸國を許されしは一に僧正の斡旋によるものにして、僧正は此れに關して一方ならざる骨折をなし、幕府の老中並社寺奉行及び直接越前侯少將に書面を届け或は直接面談を遂けてゐる。

かくの如く僧正は清談なる茶歌の上に於て、又複雑せる政治の上に於て、假令血縁の故とは云へ、東本願寺と密接なる關係にあつた。されば東本願寺の徳川初期に於ける事情を窺ふに當つては僧正を看過するわけにはゆかないであらう。